

令和7年度（2025年度）イノベーション拠点税制 活用戦略レポート

最新ガイドライン・申請様式の収集

2025年度のイノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の詳細については、経済産業省の公式サイトに最新情報が公開されています。特に「イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）ガイドライン」として詳細なPDF資料が2025年3月に策定・公表されており^①、制度の内容から申請手続きまで網羅されています。このガイドラインには申請に必要な様式（様式1～4等）の雛形も含まれており、実際の申請書類作成の参考になります^②。公式サイト上ではガイドラインPDFのほか、関連法令や説明会資料などもダウンロード可能です^③。まずはこれら最新ガイドラインと様式を入手し、制度の趣旨・要件・手順を正確に把握することが重要です。公募要領に相当するものとしては、このガイドラインおよび経産省から公表されている申請手順の説明資料が該当します。

対象となる知的財産の範囲

本税制の対象となる知的財産（「特定特許権等」と呼ばれます）は、**特許権およびAI関連技術を活用したプログラムの著作物**に限定されています^④。具体的には、**特許権**（海外で登録されたものも含む）と、**AI（人工知能）関連のプログラムの著作物**（申告法人が令和6年4月1日以降に取得または自社製作を完了したもの）が該当します^{④ ⑤}。AI関連プログラムについては「AIモデルの機械学習アルゴリズムそのもの」や「学習を支援するツール」、「AI実装に必要な制御ソフト」などが例示されており、AIを活用した一般的なアプリケーションやUI部分などは対象外とされています^{⑥ ⑦}。

一方、本制度の**対象外**となる知財も明確化されています。現行制度では**実用新案権や意匠権、商標権、営業秘密**などの知的財産は含まれておらず、本税制の保護対象外です^⑧。また、**自社製品やサービスに組み込まれた知財から生じる売却益**（製品・サービス販売による利益）は対象所得に含められていません^⑨。これらは令和6年度の税制改正要望時には対象に含める案があったものの、実際に創設された制度では除外されています^⑩。したがって、特許権やAI関連ソフトウェア以外の知財から得られる収益や、製品販売益などは現行制度では優遇措置の適用対象外である点に注意が必要です。

対象所得の定義と要件

制度の対象となる所得は、上記の対象知財から得られる**ライセンス所得**および**譲渡所得**です。具体的には、特許権やAIプログラムの著作物を他者に使用許諾して受け取るロイヤリティ収入（ライセンス料）や、当該知財そのものを譲渡して得る売却益が該当します。ただし、いずれも**企業グループ内の関連者との取引から生じる所得は除外**されます。つまり、ライセンス所得は「**関連者※**」からのものを除くとされ、譲渡所得も「**関連者または国外からの譲渡所得**」を除くと定められています^⑪。この「関連者」とは出資50%以上の関係など特別な関係にある者を指し、自社の子会社や親会社との取引はここに該当します^⑫。したがって、本税制の適用を受けるには、**対象知財のライセンス・譲渡取引の相手先が自社と特殊関係のない第三者であること**が基本要件となります。

さらに、対象となる取引の形態について満たすべき要件があります。**対象知財と対象外の知財をまとめて一括で取引**する場合には、契約書上で**対象となる知財に対応する対価額が明確に区分されている**必要があります^⑬。例えば、一つの契約で特許（対象）とノウハウ（対象外）をまとめてライセンスする場合でも、契約書

中に「特許のライセンス料〇〇円、ノウハウ提供料〇〇円」のように対価が区別されていれば、特許分の収入について制度適用を受けることが可能です¹³。対価の額が明らかな契約とは、「①個々の知財ごとの額」や「②取引全体に占める対象知財の割合」等が示されている場合を指します¹⁴。一方、契約で対象知財分の対価が区別されていないケースでは、そのままでは制度適用できないため注意が必要です。

ただし例外的に、**対象知財と一体不可分なノウハウ等を含む取引**の場合には、一定の条件を全て満たせば、対価の内訳が明示されていなくても取引全体額を対象所得とみなすことができます¹³¹⁵。その条件とは「①契約書や交渉記録からノウハウ部分に個別の対価設定がないと明らかであること」「②当該ノウハウのみを単独で取引した実績が過去になく将来もその予定がないこと」「③契約書や特許クレーム等において、そのノウハウと対象知財が密接に関連している旨の説明がされていること」の3点です¹⁵。これらを満たす場合には取引全体額を対象所得に含められますが、満たさない場合は**対象知財部分の対価が明確に示されている場合**に限りその部分だけを対象とする、といった扱いになります¹⁶。以上のように、契約上の対価の区分けと取引形態にも留意し、制度要件を充たすように契約を締結・整理することが必要です。

所得控除額の算出式と計算例

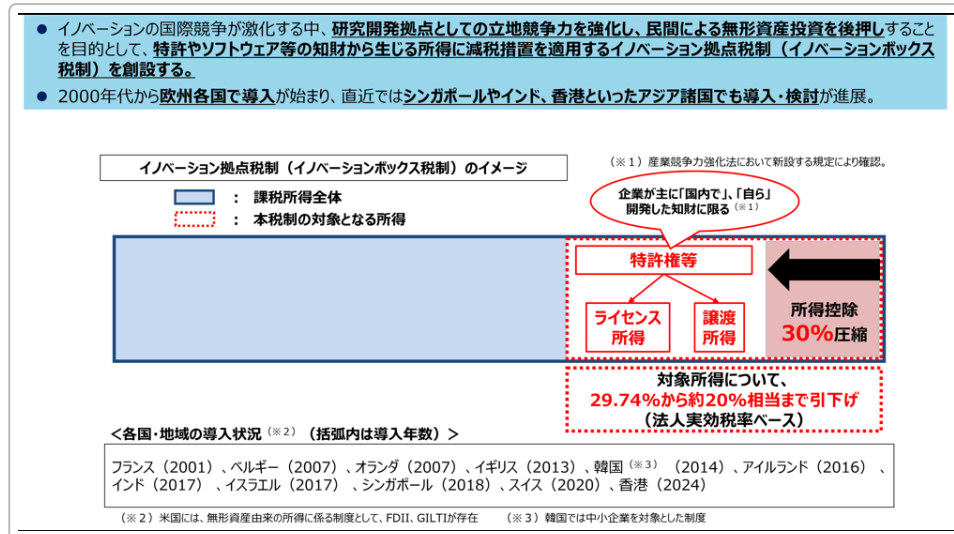
本税制で認められる**所得控除額**（課税所得から控除できる金額）は、次の算式で求められます¹⁷：

$$** \text{ 所得控除額 } ** = (** \text{ 制度対象所得 } ** \times ** \text{ 自己創出比率 } **) \times ** 30$$

ここで「制度対象所得」とは、対象知財から得られたその事業年度の所得金額（後述の要件を満たしたライセンス・譲渡所得の合計額）を指します。なお、制度対象所得については、その事業年度の全体の所得金額との比較で**いずれか少ない方**を基準に30%を控除できる旨が法令上定められており¹⁸、仮に対象知財由来の所得がその年の会社全体の利益を上回っていても、控除額は会社全体の利益の30%が上限となります（損失との相殺も考慮されます）。「自己創出比率」とは後述するように、自社が主体となって国内で行った研究開発の貢献度合いを示す割合です。

例えば、ある年度に**対象知財所得が800万円**発生し、当該知財の自己創出比率が**50%（0.5）**と算定された場合、**所得控除額**は800万円×0.5×30%＝**120万円**となります¹⁹。この120万円がその年度の課税所得から控除できる金額です。仮に当期の最終利益（課税所得）が1,500万円であれば、その30%にあたる最大450万円まで控除可能ですが、この例では対象所得×自己創出比率が400万円（800万×0.5）となり、それに30%を乗じた120万円が実際の控除額となります¹⁹。結果として法人税の実効税率ベースで約7%程度の減税効果（29.74%実効税率の法人における120万円減税効果）に相当し²⁰、知財収益部分について大きな節税メリットが得られる計算です。

【所得控除額算定イメージ図 17】



（イノベーション拠点税制の概要図。対象となる特許等からのライセンス・譲渡所得の30%部分（赤点線枠内）が課税所得から控除され、法人税の実効税率ベースで約7%相当の減税効果をもたらすことを示している。）

算定式の構成要素である「制度対象所得」は、対象取引ごとの収益から対応する費用を控除して計算します。例えば複数特許をライセンスした場合は、その特許ごとのライセンス収入から当該特許に係る維持費（年金）や関連費用を差し引いて所得額を求める形です²¹²²。複数取引がある場合でも損益通算した全体で黒字（所得）になっていることが必要であり、仮に知財取引全体で損失超過の場合はその年度は適用を受けられず翌年度以降にマイナス分を繰越して相殺するルールとなっています²³。こうした控除額計算方法を踏まえ、自社の対象収益と関連コストを整理・試算しておくことが重要です。

経過措置期間中の自己創出比率特例

所得控除額の算定において鍵となる「自己創出比率（self-developed ratio）」は、対象知財の価値に対して**自社が主に国内で行った研究開発がどれだけ貢献したか**を示す割合です¹⁷。具体的には、**自社による国内研究開発費 ÷ 対象となる全研究開発費**で計算されます。ここで対象となる研究開発費からは、他者から特許やプログラムを取得するために要した費用や、国外関係者への委託研究費、国外PE（恒久的施設）で行った研究費などは除外されます²⁴。したがって、自己創出比率＝1（100%）となるためには、対象知財の開発に関連する費用が全て自社の国内研究で占められている必要があります。逆に言えば、他社から知財を買った場合や海外に開発委託した部分がある場合には、その分自己創出比率は1より小さくなります。

この自己創出比率の算定方法について、**令和7年4月1日～令和9年3月31日**までの経過措置期間中と、その後（令和9年4月1日以降）とで要件が異なります。**経過措置期間中**は特例として、対象知財ごとに厳密に研究開発費をトレースしていなくとも、**申請年度を含む過去3事業年度（申請年度とその直前2年度）の「申告法人全体の研究開発費」**を用いて比率を算出することが認められます²⁵。つまり、この期間中は企業全体の直近3年の研究開発実績ベースで自社の研究貢献度合いを算出できる緩和措置があるということです²⁶。一方、**経過措置期間終了後（令和9年4月1日以降）**は要件が厳格化され、**当該対象知財の創出に直接関連する令和7年4月1日以降の自社研究開発費のみ**を用いて自己創出比率を計算する必要があります²⁶。したがって制度開始直後の2年間については過去実績も含めた包括的計算が可能ですが、それ以降は各知財ごとに紐づく研究開発投資額を正確に把握・集計しなければなりません。

この経過措置により、制度開始当初においてはプロジェクト別に研究費を管理していなかった場合でも救済措置的に全社研究費で計算できます²⁵。しかし将来的には知財ごとの研究開発記録が必須となるため、自社内で研究開発費をプロジェクト単位・知財単位で管理する仕組みを整備しておくことが重要です。特に2025

年度から適用を検討する場合、過去の研究費データ（直近3年分）を洗い出すとともに、2027年度以降に向けては対象知財ごとの開発費トラッキング体制を構築しておく必要があります。

証明書交付手続きと申請時期

本税制を適用するには、事前に**経済産業省から対象知財に関する証明書の交付**を受けることが必要です。経産省は申請を受けて「当該知的財産が本税制の対象要件を満たすか」「その知財に関連する研究開発が自社で行われたか」を確認し、適合すれば証明書を発行します²⁷。この手続きの流れは、対象が特許権かAI関連プログラムかで少し異なります。

特許権の場合は、企業が直接経産省に申請書（様式1～3）を提出し、審査を経て証明書が交付されます²⁸。一方、**AI関連プログラムの著作物の場合**は、専門的知見が必要なことから事前に（一社）ソフトウェア協会による確認プロセスを経る運用となっています²⁷。具体的には、まず企業がソフトウェア協会に「そのプログラムがAI関連であること」の確認申請を行い、協会から「**AI関連である証明書**」の交付を受けます²⁹。その後、経産省への申請時にその協会発行証明書を添付し、経産省が知財の要件（AI関連プログラムであること、自社開発であること等）を確認して最終的な証明書を発行するという二段階の流れです³⁰³¹。したがって、AIプログラムで適用を受けたい場合はソフトウェア協会への依頼手続きも発生する点に留意してください。

申請のタイミングについては明確なルールがあります。**申請期間は事業年度末日の60日前から30日後までの期間**と定められており、この期間内に経産大臣宛てに証明書交付申請を行う必要があります³²²。例えば3月期決算の会社で2025年度に適用を受けたい場合、2026年3月期の期末（2026年3月31日）の60日前から30日後、すなわち2026年2月初旬～4月末頃までが申請受付期間の目安となります。この期限内に所定の様式1～3に必要事項を記入し、経産省に提出します²。なお、**申請前に経産省への事前相談を行うことも可能**であり、事前相談自体は通年で受け付けられています³²。制度適用が初めてで不明点がある場合や、申請書の書き方・必要資料などに不安がある場合は、早めに経産省担当部署（イノベーション関連税制相談窓口）に相談しておくとう良いでしょう。経産省での審査は提出後60日以内程度で行われ、問題なければ証明書が発行されます²。発行された証明書は、後日行う税務申告の際に税務署に写しを添付提出することで、本税制による所得控除を受ける手続きが完了します³³。

以上のように、証明書取得には年度締め前後のタイトな期間での手続きが必要になるため、**スケジュール管理が重要**です。特に初年度から適用を狙う場合は、期末の約2ヶ月前には申請準備を開始し、必要に応じて事前相談も活用して、期限内に漏れなく申請を済ませることが求められます。

制度適用不可となる要因

自社が本税制の適用を受けられるか検討するにあたって、**制度上除外・適用不可となるケース**を把握し、自社が該当しないか確認することが重要です。以下に主なリスク要因を整理します。

- ・**知財取引全体の損益状況**: 前述の通り、適用を受ける年度において対象知財取引の**収益から費用を差し引いた所得がトータルでプラスであることが必要**です²³。もし対象知財のライセンス収入より関連費用の方が大きく、その年度に**純損失（赤字）**になってしまう場合、当該年度には本税制の適用を受けることはできません（損失は翌期以降の対象所得と通算可能なため繰越し）²³。自社の知財収益が年度内で黒字化しているかどうかを確認し、赤字見込みであれば翌期以降に収益化する戦略を検討する必要があります。
- ・**知財の取得経緯（組織再編の影響）**: 企業の合併や分割等の組織再編により承継した知財については、「自ら研究開発を行った知財」に該当しないため、本税制の適用対象にはなりません³⁴。例えば、自社が他社を吸収合併してその相手社が開発・保有していた特許を引き継いだ場合、その特許は自社

にとっては社外起源の知財であり、自社が「自己創出」したものではないため控除適用できないということです³⁵。「自社で主に国内で行った研究」によって生まれた知財のみが対象となる制度趣旨から、M&Aで取得した知財や事業承継した知財には適用不可となるリスクがある点に注意が必要です。自社保有の関連知財について、その取得履歴（自社開発か他社由来か）を洗い出し、該当するものがないか確認してください。

- ・**グループ内取引:** 対象知財のライセンス・譲渡取引の相手が**グループ内の関連会社である場合**、そこから得られる知財所得は本税制の対象に含めることができません³⁶。制度上、「関連者からのライセンス所得」「関連者または国外からの譲渡所得」は除外と明記されています¹¹。例えば、自社が100%子会社に特許をライセンスしてロイヤリティを得ても、その収入は控除対象にならないということです³⁶³⁷。自社と資本関係のない独立第三者との取引であることが必須条件なので、もし現在グループ企業間で知財取引を行っている場合は、税制適用の点ではメリットが得られない点を認識しておきましょう。
- ・**知財管理会社を用いた場合:** グループ経営において、知的財産をグループ内の**知財管理専門の法人**に集約し、一括管理・外部ライセンスしているケースがあります。しかしその**知財管理会社自体が研究開発を行っていない場合**（開発行為は他の事業会社が担い、知財だけ移転している場合）、当該管理会社は本税制の適用を受けられません³⁸。なぜなら、その会社には自己創出比率が事実上0%（自社での研究開発貢献がない）となってしまうためです。実例として、事業会社B社が開発した特許を知財管理会社A社に移して、A社が第三者にライセンス収入を得る場合、A社は「自ら行った研究開発」によってその知財を生み出したとは言えないため制度適用不可となります³⁸³⁹。自社がグループ内で知財管理専門会社のような位置づけにある場合、この点がリスクとなります。
- ・**グループ内での研究開発費負担:** もう一つグループ企業に関連するケースとして、**中央研究所などが事業会社からの資金提供のみで研究開発を行い、知財を取得する場合があります**。この場合、その中央研究所（研究開発会社）が対象知財を第三者にライセンスして収入を得ても、当該研究は他社（事業会社）の資金提供で行われたものであり、自社負担で行った研究ではないため本税制の適用が認められません⁴⁰。自己創出比率の算定上も、他社から研究資金の提供を受けている額は研究開発費から控除する決まりになっており⁴⁰⁴¹、極端なケースでは自己創出比率が0に近づいてしまいます。したがって、**グループ内で研究委託・資金提供を受けて知財化しているケース**では適用が難しい点に留意が必要です（例：子会社の事業会社が資金のみ拠出し、親会社の研究所が開発・知財保有しているような場合、その親会社は本制度を使えない可能性があります）。

以上のような要因に該当すると、本税制の適用要件を満たせず**控除を受けられない**おそれがあります。自社の状況を精査し、対象知財の由来や取引形態、グループ内での役割分担を確認して、リスクとなりうる事項がないか洗い出しましょう⁴²。該当するものがあれば、後述するように今後の制度拡充を待つか、自社内の体制・取引を見直すことも検討されます。

2025年度制度活用の戦略と留意点

現行制度では上記のように対象範囲や要件に制約がありますが、2025年度においてこの制度を最大限に活用するためには、**現行ルール内で可能な施策を積極的に講じる**ことが求められます。また、将来の制度拡充の動向も踏まえた戦略立案が重要です。以下、現行制度下での具体的アクションプランと留意点を提案します。

- ・**対象知財・収益の洗い出しと戦略立案:** 自社が保有する特許権やAI関連プログラムのうち、本税制の対象となり得るものをすべてリストアップします。その上で、それら知財から生じる（または生じ得る）ライセンス収入や譲渡収入を把握し、**どの取引で適用を狙うか**を明確にします。もし現在は自社製品への実装のみで外部ライセンス収入が無い知財であっても、他社へのライセンス展開の可能性を検討してみる価値があります。現行制度では製品販売益は対象外ですが⁹、逆に**ライセンス供与や技術譲渡**という形で収益化すれば節税メリットを享受できます。したがって、自社内で眠っている特

許を他業界にライセンスする、新たに技術提供ビジネスを立ち上げる、といった戦略も一考に値します。もちろん、自社のコア事業との兼ね合いもありますが、節税インセンティブも事業判断材料に含めることで**知財収益モデルを多角化**するきっかけにもなります。

- ・**グループ内体制の見直し**: 前述の通り、グループ内の知財管理スキームによっては本税制が適用できないケースがあります。もし自社がグループ内で研究開発と知財保有の役割分担をしている場合、**可能であれば知財と開発を同じ法人内に集約**することが望ましいです（ただし組織再編による移管はそれ自体が適用不可要因となり得るため慎重な検討が必要³⁴）。例えば、現在親会社が研究費を全額負担し子会社研究所が特許を取得しているような場合には、契約関係を見直して**共同研究開発**や**費用負担の按分**を行い、子会社側も自社資金で開発している形にする、あるいは将来的にその知財を事業会社側に移転してそこで対外ライセンスする等の検討が考えられます。現行制度では難しくても、**来年度以降の税制改正要望事項**として、実用新案の追加、製品売却益の対象化、組織再編知財の扱い、グループ内取引の扱いなどが議論される予定です⁴²。現行では使えないスキームでも将来的に解禁される可能性があるため、グループ知財戦略については**最新情報を逐次フォロー**しつつ、解禁時に速やかに活用できるよう準備しておくとい良いでしょう。

- ・**契約・ドキュメント整備**: 制度適用には契約での対価区分や証明資料が重要です。対象知財のライセンス契約を結ぶ際には、**契約書中に対象知財に対応する対価額を明記**することを徹底します¹³。一つの契約で複数の知財やノウハウを扱う場合は、上述の要件に沿ってできる限り細かく内訳を定めておくべきです。また、後日経産省への申請時には**知財と研究開発の関連性を示す書類**が求められます⁴³。特許であれば特許番号・登録日、AIプログラムであれば製作日やプログラム概要、さらにそれぞれについて「どの研究開発テーマから生まれたか」「どの部署が関与したか」といった情報を申請書に記載する必要があります⁴³。日頃から研究開発プロジェクトの目的・成果と知財との紐付けを社内資料に記録しておき、申請時にスムーズに証明できるよう準備しましょう。

- ・**研究開発費の管理とデータ蓄積**: 自己創出比率の計算のため、**研究開発費の正確な把握**は極めて重要です⁴⁴。特に2027年度以降は知財個別の開発費が必要になるため、2025～2026年度の経過措置期間中も見据えて、各プロジェクトに要した研究費を社内で集計できる仕組みを整えます。具体的にはプロジェクトコードや特許出願番号と研究費を対応付けて会計記録する運用を導入するなどが考えられます。また、**過去の研究費データの洗い出し**も早めに行います。3月期決算の企業で初年度（2025年度）から適用する場合には、**2024年度中の対象所得や研究開発費の額も調査**しておく必要があります⁴⁵。例えば2025年4月開始の事業年度で適用したいなら、2024年4月～2025年3月に発生した収益・費用のどれが対象になりうるかを精査し、早期に控除額試算まで行っておくことが望ましいです⁴⁵。初年度からの適用を目指す企業は特に準備期間が短いため、社内の財務・知財・事業部門が連携してデータ収集・計算に当たります。

- ・**申請スケジュールの計画**: 前述したように、経産省への証明書申請期間は限られています。**逆算して社内スケジュールを立てる**ことが重要です。例えば3月決算の場合、少なくとも決算の2～3ヶ月前（1月～2月）には申請書類一式を準備し始め、必要に応じて経産省への**事前相談**も活用します³²。とくに初回申請時は不明点が多いため、**経産省担当者とのコミュニケーション**を早めにとっておくとい安心です。申請書類（様式1～3）のドラフトを作成し、社内チェックを受けた上で余裕をもって提出しましょう。経産省から追加質問や修正依頼が来る可能性も考慮し、締切ギリギリにならないよう前倒しで行動することが肝要です。

- ・**制度改正の動向監視**: 令和7年度税制改正要望に向け、本税制のさらなる拡充策が検討されています⁴²。具体的には「実用新案権等その他の知財の範囲拡大」「製品・サービス組込知財の売却益の対象化」「組織再編で承継した知財への適用」「グループ内取引から得た知財所得の扱いの見直し」などが議題に上がっています⁴²。これらが将来実現すれば、自社にとって恩恵が広がる可能性があります。例えば、自社プロダクトに組み込んだ特許が売上に大きく貢献している場合、将来その売上益も対象となれば非常に大きな控除効果が期待できます。ただし**現行制度では利用できない**ため、2025

年度はあくまで**今使える枠組みの中で最大限の活用**を図りつつ、変更があれば迅速に対応できるよう内部でシミュレーションや情報収集を続けることが求められます。社内で本税制の担当チームを設置し、来年度以降の改正内容をウォッチして、必要に応じて経営戦略・知財戦略に反映させる体制を整えておくといよいでしょう。

以上、調査結果を踏まえた戦略的なポイントをまとめました。**総括**すると、2025年度のイノベーション拠点税制を活用するには (1)制度要件に合致する自社知財と収益を見極め、(2)グループ内外の体制・契約を要件に適合するよう整え、(3)研究開発費データやエビデンスを的確に管理し、(4)申請から税務申告までのスケジュールを綿密に計画することが成功のカギとなります。制度適用の可否や控除額は事前準備次第で大きく変わります。さらに、制度の適用有無だけでなく、自社の知的財産ガバナンスや収益モデルの再点検にもつながるため、本税制を**単なる節税策ではなく戦略ツール**として位置付け、全社的に取り組むことが望まれます。本レポートを参考に、自社の状況に合わせた最適なアクションプランを策定し、2025年度の制度メリットを最大化してください。

参考文献・出典: 本レポートは経済産業省公開資料（ガイドライン【7】【40】、説明会資料【3】【10】【12】【15】【33】【34】【35】【37】等）、関連ウェブ記事【25】【38】などをもとに作成しました。各種データ・引用箇所には出典を明記していますので、詳細は該当箇所 4 9 等をご参照ください。

1 3 イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）について（METI/経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/about_innovation_tax.html

2 meti.go.jp

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/innovation_tax_guideline.pdf

4 5 6 7 9 10 11 12 13 14 15 16 18 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36
37 38 39 40 41 42 43 イノベーション拠点税制_知財ガバナンス研究会説明資料set.pdf

file:///file_0000000027487209b2a39f4fc616262a

8 19 20 44 45 イノベーションボックス税制とは？控除対象や事業者への影響を解説 | クラウド会計ソフト マネーフォワード

<https://biz.moneyforward.com/accounting/basic/75410/>

17 yorozuipsc.com

<https://yorozuipsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/ce79a1a4421b6e63c9b4.pdf>